2020年1月試験対策 ファイナンシャル・プランニング技能検定 2級 学科模試(試用版2) 解答・解説

問題 1

答え:3

元利均等返済により返済する場合の毎年の返済額は、「当初の借入額×資本回収係数」という式により求めることが出来ます。

よって、

- ・現在返済中の住宅ローンの年間返済額は、2,000万円×0.0778=155万6,000円です。
- ・借換え予定の住宅ローンの年間返済額は、 2,000万円×0.0721=144万2,000円です。 つまり、
- ・現在返済中の住宅ローンの総返済額は、155万6,000円×15=2,334万円です。
- ・借換え予定の住宅ローンの総返済額は、144万2,000円×15=2,163万円です。 したがって、住宅ローンを借換えた場合の総負担額は、2,163万円+30万円=2,193万円となりますから、住宅ローンを借換えた場合の総返済額(借換え費用を含む)は、完済までに、<math>2,334万円-2,193万円=141万円減少します。

もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去 3 回中 2 回以上出たもの→過去 6 回中 3 回以上出たもの→過去 1 0 回中 3 回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的に、合格に必要な重要論点を一通りインプットする事ができます**!

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解く事ができます。

問題 2

答え:2

- 1. 傷病手当金は、最長1年6ヵ月間にわたり支給されます。
- 2. 手当金とつく給付(傷病手当金と出産手当金)の額は、原則として、支給開始日の属する月以前の継続した12ヵ月間の当該被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額です。
- 3. 退職により被保険者資格を喪失した者は、所定の要件を満たせば、最長で2年間、任意継続被保険者となることができます。
- 4. 任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります。

問題 3

答え:1

- 1. 保険金額は、火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。
- 2. 建物に設定できる保険金額は、最高で5,000万円です。
- 3. 4つある保険料の割引制度のうち、複数の制度の適用条件を満たした場合でも、これらは併用する 事ができず、どれか一つしか適用を受ける事ができません。
- 4. 地震による津波を原因とする、住宅や家財の損害は、地震保険による補償の対象です。

問題 4

答え:1

- 1. つみたてNISA勘定では、一定の要件を満たした投資信託を、年間 40 万円まで買い付けることができ、最大で 20 年間非課税となります。
- 2. ジュニアNISA口座の投資上限金額は、年間80万円です。
- 3. NISA口座で買い付けた上場株式の譲渡損失の金額は、通算することができません。
- 4. NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法について、 株式数比例配分方式を選択しなくてはいけません。

もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去3回中2回以上出たもの→過去6回中3回以上出たもの→過去10回中3回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的**

に、合格に必要な重要論点を一通りインプットする事ができます!

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解く事ができます。

問題 5

答え:4

応募者利回り(%)= $\{0.3+(100-101.2)\div 6\}\div 101.2\times 100=0.0988\cdots$ %です。

直接利回り(%)= $0.3\div101.2\times100=0.2964$ …%です。

所有期間利回り(%)= $\{0.3+(101.4-101.2)\div 2\}\div 101.2\times 100=0.3952\cdots$ %です。

最終利回り(%)= $\{0.3+(100-101.6)\div 2\}\div 101.6\times 100= \blacktriangle 0.4921\cdots$ %です。

問題 6

答え: 4

- 1. その年の1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務を開始した日から2ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- 2. 青色申告者が、申告期限後に確定申告書を提出した場合、適用を受けることができる青色申告特別 控除額は、最大10万円となります。
- 3. 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を、原則として7年間、保存しなければならない義務を負います。
- 4. 青色申告者が適用を受けることができる純損失の繰越控除は、純損失の額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除する制度です。

もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去3回中2回以上出たもの→過去6回中3回以上出たもの→過去10回中3 回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的** に、合格に必要な重要論点を一通りインプットする事ができます!

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解く事ができます。

問題 7

答え:4

[*]は、上から、売上総利益(粗利益)、営業利益、経常利益の順です。

売上高営業利益率(%)=営業利益÷売上高×100=400 百万円÷2,000 百万円×100=20%です。 売上高経常利益率(%)=経常利益÷売上高×100=200 百万円÷2,000 百万円×100=10%です。 総資産当期純利益率(%)=当期純利益÷総資産×100=70 百万円÷5,000 百万円×100=1.4%です。 自己資本比率(%)=自己資本÷総資産×100=1,000 百万円÷5,000 百万円×100=20%です。

問題 8

答え:3

- 1. 事業受託方式では、建設資金の調達は、地主が行います。
- 2. 土地所有者が、建設する建物を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受けて建物を建設する方式は、建設協力金方式です。
- 3. 等価交換方式では、土地所有者は、建設資金を負担することなく、出資割合に応じて、建設された建物の一部を取得することができます。
- 4. 定期借地権方式では、借地期間中の当該土地上の建物の名義は、借地人となります。

問題 9

答え:2

- 1. 相続開始時に胎児であった者は、死産の場合を除き、相続権が認められます。
- 2. 普通養子縁組が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は継続します。ちなみに、特別養子 縁組が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は終了します。
- 3. 放棄は代襲原因ではありません。
- 4. 被相続人の嫡出子の相続分と非嫡出子の相続分は等しいです。

問題 10

答え:1

2019年に使える相続時精算課税制度の特別控除額は、2,500万円-1,500万円=1,000万円です。 よって、父からの贈与に係る贈与税額は、(2,000万円-1,000万円)×20%=200万円です。

もう少し問題を解きたい方へ

有料版の模試は、「お金の寺子屋」公式ショップ(QRコードのページ)からお買い求め頂けます。

